

[別紙 1]

警報等発表時における児童生徒の登下校

< 警報が発表された場合の対応 >

■警報とは、「暴風警報」「大雨警報」をいう。

登校前 町教育委員会が防災無線で指示をする。

- ① 自宅待機する。(登校できる用意はしておく)
- ② 始業時刻の2時間前までに解除された場合は、平常通り授業を始める。
- ③ 始業時刻の2時間前から11時まで解除された場合は、解除後2時間を過ぎてから授業を開始する。
(9時30分までに解除のときは給食を出す。)
(9時30分～11時に解除された場合は、おにぎり等の弁当を持参する。)
- ④ 11時を過ぎても解除にならない場合は、休業とする。

■警報の発表・解除、登校するかしないか等の指示は、町防災無線で行う。

*朝、警報が発表されていれば、自宅待機する。

(町防災無線での放送は、6時40分頃となるため)

この定時放送時前に警報が解除されている場合は、登校の放送がなくても原則登校する。解除されていても危険が予想される場合には、自宅待機の放送が定時放送で流れる。)

*待機中に警報が解除されたら登校の用意をし、町防災無線の放送を待って登校する。(状況把握をし、登校するかしないか等判断し指示をするため)

*町防災無線の放送後、登校の詳細(始業時刻、スクールバス発車時刻等)は必要に応じて各学校が分団連絡網等で行う。

*②③の場合でも、状況により危険な場合は、休業とすることがある。また、個々により、危険な場合は登校せず自宅待機し、学校に電話で報告する。

登校後 学校長の判断により行う。(事前に町教委へ報告)

- ① 気象状況、道路状況、交通状況などを判断し、安全を確認した上で授業を打ち切り、速やかに帰宅させる。ただし、児童生徒のみで下校させない。
- ② 上記①で、安全が確認できない場合は、家庭に連絡をとり学校に待機させる。

< 注意報が発表された場合の対応 >

■平常通り授業を行うが、地域的な集中豪雨等の場合は警報中の措置に準じる。

*道路通行規制(通行禁止等)の場合は以下のようにする。

<登校前> 町教育委員会が防災無線で指示をする。

<登校後> 学校長の判断により行う。(事前に町教委へ報告)

[別紙 2]

警報等発表時における対応については、[別紙 1]を基本に対応します。
尚、以下の点についても十分に留意ください。

<登校時>

・ 学校は警報が解除されたら、暴風雨等の状況に応じて（必要な場合）地区委員等への問い合わせや、職員の点検等により通学路の安全確認を行う。

・ 警報が解除されて2時間後授業開始となっているが、通学路の安全確認、学校により通学方法や範囲など実情が異なるために、町の防災無線で登校時刻[めど]を放送する。（放送前に各学校へ通学路の安全状況等を確認をする。）

・ 各学校は始業時刻やスクールバスの発車時刻等を必要に応じて、分団連絡網を使い周知する。

・ 9時30分を過ぎて警報が解除になったときは、給食がないので、おにぎりなど簡単な弁当を持って登校するよう児童生徒に指導[保護者に周知]しておく。

（保護者が仕事などに出かけてしまうときは、9時30分以降の警報解除、登校を想定して、おにぎりなどを持たせられる用意をしておくよう周知する。尚、11時頃の解除にあつては、自宅で昼食をとり登校の指示をすることもある。これらのことは、登校の時刻[めど]と同時に町防災無線で放送する。）

・ 登校の状況を把握し（必要に応じて見回り登校指導、出欠席と欠席理由確認）、町教委へ報告する。

<下校時>

・ 学校は児童生徒の下校状況を把握し（必要に応じて見回り下校指導等）確認完了したところで町教委へ報告する。

・ 帰宅困難な児童生徒については、保護者と連絡をとり適切な対応をする。

